

新潟県条例第40号

新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（衛生措置の基準）</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、<u>営業者</u>がその<u>旅館業</u>の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>換気設備は適切に清掃し、換気用の開口部は常に開放しておくこと。</u></p> <p>(2) 清潔</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>旅館業の施設</u> <u>旅館業の施設及びその敷地内は、定期的に清掃し、随時ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>寝具</u></p>	<p style="text-align: center;">（衛生措置の基準）</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、<u>旅館業を営む者</u>がその<u>営業</u>の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>換気設備は適切に清掃し、換気用の開口部は常に開放しておくこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>機械換気設備を有する場合は、室内の空気</u> <u>の汚染を防ぐため、換気装置を適正に運転すること。</u></p> <p>(2) 採光及び照明</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>自然光線又は照明により、床面において次の照度を保つこと。</u></p> <p style="padding-left: 4em;">ア <u>食堂、宴会場、ホール及びロビー</u> 使用時 <u>50ルクス以上</u></p> <p style="padding-left: 4em;">イ <u>客室（客室に付属する洗面所、便所及び浴室を除く。）</u> 使用時（就寝時を除く。）<u>50ルクス以上</u></p> <p style="padding-left: 4em;">ウ <u>洗面所、便所及び浴室</u> 使用時<u>30ルクス以上</u></p> <p style="padding-left: 4em;">エ <u>廊下及び階段</u> <u>深夜を除き30ルクス以上</u></p> <p>(3) 防湿</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>排水設備は、常に流通を良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。</u></p> <p>(4) 清潔</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>営業施設</u> <u>営業施設及びその敷地内は、常に清掃し、随時ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>客室及び寝具類</u> <u>(ア) 客室には、くず入れを備えること。</u></p>

(ア) (略)

(イ) 寝衣、敷布、シーツ、枕カバー等は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(ウ) (略)

ウ 洗面所

(ア) (略)

(イ) 洗面設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。

(ウ) 飲用に適する湯又は水を十分供給すること。

エ 浴室

(ア) 浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用せずに浴槽に直接注入される湯（以下「原湯」という。）を貯留する貯湯槽を設置する場合は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように管理すること。

(イ) 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水（以下「原水」という。）並びに原湯の水質は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように管理すること。

(ウ) 洗い場及びシャワーに備え付けられた給水栓から湯又は水を供給する場合は、飲用に適するものを十分供給すること。

(エ) (略)

(オ) 浴槽水及び浴槽は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように管理すること。

(カ) 浴槽水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過装置」という。）を設ける場合は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように、循環ろ過装置、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管及び循環経路内の毛髪その他これに類するものを取り除く装置（以下「集毛器」という。）を管理すること。

(イ) (略)

(ウ) 寝衣、浴衣、敷布、シーツ、枕カバー等は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(エ) (略)

ウ 洗面所

(ア) (略)

(イ) 洗面設備には、消毒液又は石けんを常に使用できるよう備えること。

(ウ) 湯水は、飲用に適するものを十分供給すること。

エ 浴室

(ア) 原湯を貯留する貯湯槽を設置する場合は、規則で定めるところにより管理すること。

(イ) 原水及び原湯の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。

(ウ) 上り用水及び上り用湯は、飲用に適するものを十分供給すること。

(エ) (略)

(オ) 浴槽水の温度は、おおむね摂氏42度とすること。

(カ) 循環ろ過装置を使用していない浴槽水は、1日に1回以上完全に置き替えること。

(キ) 循環ろ過装置を使用している浴槽水は、おおむね2週間に1回以上完全に置き替えるとともに、塩素による消毒その他の方法により消毒すること。

(ク) 循環ろ過装置を使用していない浴槽は、1日に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(ケ) 循環ろ過装置を使用している浴槽は、おおむね2週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(コ) 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管をおおむね2週間に1回以上消毒し、かつ、1年に1回以上点検して生物膜等配管に付着した汚れを除去すること。

(キ) (略)

(ク) サウナ室等は、換気を適切に行うこと。

(ケ) (ア)及び(エ)から(カ)までの規定による措置の状況を記録し、3年間保管すること。

オ 便所

(ア) 臭気の防除に努め、適切に清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

(イ) 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を備えること。

2 営業者は、前項の措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに責任者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら責任者となる場合は、この限りでない。

(旅館・ホテル営業の基準)

第6条 政令第1条第1項第8号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(サ) 循環ろ過装置は、おおむね2週間に1回以上消毒し、汚れを排出すること。

(シ) 循環経路内の毛髪その他これに類するものを取り除く装置(以下「集毛器」という。)は、1日に1回以上清掃すること。

(ス) (略)

(セ) 熱気室、蒸し室等は、換気を適切に行うこと。

(ソ) (ア)、(エ)及び(カ)から(シ)までの規定による措置の状況を記録し、3年間保管すること。

オ 便所

(ア) 臭気の防除に努め、1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒すること。

(イ) 消毒液又は石けんを備えること。

(ウ) 昆虫の侵入防止の措置を講ずること。

(5) 収容定員

客室の収容定員は、次によること。

ア ホテル及び旅館の洋式の構造設備によるものは、客室ごとに有効面積4.5平方メートルについて1人

イ ホテル及び旅館の和式の構造設備によるものは、客室ごとに有効面積3.3平方メートルについて1人

ウ 簡易宿所については、客室ごとに有効面積1.65平方メートル(収容定員の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設(旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号から第3号までに掲げるものを除く。)及び省令第5条第1項第4号に掲げる施設にあつては、3.3平方メートル)について1人

エ 下宿については、客室ごとに有効面積3.3平方メートルについて1人

2 旅館業を営む者は、前項の措置を適正に行うため、営業の施設ごとに責任者を置かなければならない。ただし、旅館業を営む者が自ら責任者となる場合は、この限りでない。

3 知事は、ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別な事情があるものについては、第1項第5号に規定する基準について必要な特例を規則で定めることができる。

(ホテル営業及び旅館営業の基準)

第6条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする

(1) 玄関帳場を設ける場合は、客の出入りを容易に見通すことができる場所に設けること。

(2) 客室には、自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること。

(3) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）及び脱衣室は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室等及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造であること。

イ 浴室等の床は、衛生上支障のないよう清掃を容易に行うことができる構造であること。

ウ～オ （略）

カ （略）

キ （略）

ク （略）

ケ サウナ室等は、次の要件を満たすものであること。

(ア)～(エ) （略）

(4) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア （略）

る。

(1) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 客の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。

イ 受付台は、宿泊手続等をとるのに十分な広さを有し、客との面接に適した構造であること。

ウ 玄関帳場の内側にあつて、受付台から適当な距離を隔てて客室のかぎ等を保管する設備を設けること。

(2) 客を応接し、又は客が自由に出入りできるロビー又はこれに代わるべき場所を有すること。

(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること。

イ 和式の構造設備による客室（以下「和室」という。）と他の和室、廊下等とは、壁、ふすま、板戸その他これらに類するものを用いて区画すること。

ウ 和室と他の和室とを区画するふすま、板戸その他これらに類するものは、かぎをかけることができるものであること。

(4) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）及び脱衣室は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室等及び脱衣室は、壁等で区画され、外部から見通すことができない構造であること。

イ 浴室等の床は、不浸透性の材料で造られ、汚水を停滞させることなく排出することができる構造であること。

ウ～オ （略）

カ 浴室内には、上り湯の設備を設けること。

キ （略）

ク （略）

ケ （略）

コ 熱気室、蒸し室等は、次の要件を満たすものであること。

(ア)～(エ) （略）

(5) 温泉を利用する共同用の浴室には、女性専用のものがあること。

(6) 共同用の洗面設備には、収容定員に応じた適当な数の給水栓を設けること。

(7) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア （略）

イ 共同用の便所には、次の表の左欄に掲げる収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の便器を備え付けること。

収容定員	便器数	
	大便器	小便器
5人以下	1個	1個
6人以上10人以下	2個	1個
11人以上20人以下	3個	2個
21人以上30人以下	4個	3個
31人以上40人以下	5個	4個
41人以上50人以下	6個	5個
51人以上60人以下	7個	6個
61人以上84人以下	8個	7個
85人以上	大便器8個及び小便器7個に、84人を超える15人までごとに大便器又は小便器1個を加算した数	

イ 共同用の便所を設ける場合は、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

- (5) 食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。
(6) 寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備えること。

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第2項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
(2) 前条第2号から第6号までに定める基準に適合すること。

ウ 旅館営業の施設に設ける共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

- (8) 食堂は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。
(9) 収容定員以上の数の寝具を備えること。
(10) 寝具を収納する押し入れ又はこれに代わるべき保管室を設けること。

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
(1)の2 前条第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。
(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。
(3) 階層式寝台は2層までとし、その幅は0.9メートル以上、長さは1.85メートル以上であること。
(4) 階層式寝台を2台以上設ける場合は、階層式寝台相互の間隔は1メートル以上であること。
(5) 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって収容定員の数を10人未満とする場合

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第3項第5号の規定による構造設備の基準は、第6条第2号から第6号までに定めるとおりとする。

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第8号及び第2項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第2号、第3号、第4号ア、第5号及び第6号に定めるとおりとする。

(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)

第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第2項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第2号、第3号及び第4号アに定めるとおりとする。

(基準の緩和等)

第11条 旅館業の施設の構造設備が第6条から第9条までに定める基準により難しい場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

は、この限りでない。

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第4項第5号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。
- (3) 客室の数は、3室以上であること。
- (4) 客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、簡易宿所については、第1号(第6条第2号に係る部分に限る。)及び第3号の基準は、適用しない。

- (1) 第6条第2号から第6号まで、第7号ア及び第8号から第10号まで並びに第7条第3号及び第4号に定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、収容定員(便所を付設する客室の収容定員を除く。)10人までごとに、大便器及び小便器各1個を備え付けること。
- (3) 客室の数は、2室以上であること。
- (4) 客室の床面積は、6.6平方メートル以上であること。ただし、簡易宿所については、4.8平方メートル以上であること。

(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)

第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第3号ア、第4号、第6号、第7号ア及び第10号、第7条第3号及び第4号並びに前条第4号本文に定めるとおりとする。

(基準の緩和等)

第11条 営業施設の構造設備が第6条から第8条まで及び第9条第1号に定める基準により難しい場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

<p>(手数料)</p> <p>第12条 法第3条第1項の規定により旅館業の許可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる<u>旅館業</u>の施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる施設以外の<u>旅館業</u>の施設 1件につき2万2,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 法第3条第1項の規定により旅館業の許可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる<u>営業</u>の施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる施設以外の<u>営業</u>の施設 1件につき2万2,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。